

プラスチック製容器包装

出せるもの
主な品目



左記のマークが表示されているプラスチック製容器包装、または下欄に掲載されているもの

- マークの表示スペースのないものは、本体など別の場所に記載されている場合があります。
- 商品そのものは「容器包装」ではないので対象外です。「可燃ごみ」として出してください。
- プラスチック製容器包装は「資源」としてリサイクルされるので分別ルールをしっかりと理解し、徹底しましょう。

ボトル類

※食品や日用品などのプラスチック製のボトル容器
※キャップやふたをはずす



- 洗剤・シャンプーなどの容器
- 目薬・うがい薬・化粧品などの容器
- 食用油・ドレッシング・調味料・乳酸菌飲料などの容器

トレイ類



- 食品などのトレイ (できるかぎり店頭回収へ) (発泡トレイは「資源ごみ」へ)
- 納豆の容器
- お菓子・のり・カレールウなどの仕切りトレイ

カップ・パック類

※食料品や日用品のプラスチック製のカップ・パック



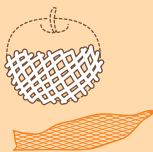
- カップ麺などの容器
- たまごパック
- 乾電池のパック
- コンビニ弁当・豆腐などの容器
- 薬・化粧品・日用品などのケース

ポリ袋類



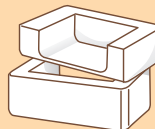
- お菓子・冷凍食品・インスタント食品などの袋
- 詰替用洗剤の袋
- ポリ袋・レジ袋
- 生鮮食品・カップ麺などの外装フィルム
- ペットボトルのラベル

網・ネット類



- 果物・野菜などを保護するネット (金具をはずす)

緩衝材類



- 発泡スチロールなどの緩衝材

ふた類



- プラスチック製のふた・キャップ

(ペットボトルを除く)

出せないもの

▶ 容器包装でないもの
(特に間違えやすいので注意してください。)



● 歯ブラシ・洗面器・バケツ



● プラスチック食器



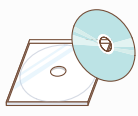
● おもちゃ
(プラスチック製のもの)



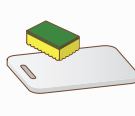
● ビニールひも



● プラスチック製ハンガー



● CD・DVD
CD・ビデオなどのケース



● まな板・キッチン用スポンジ



● ビニールサンダル

▶ 金属がついているもの



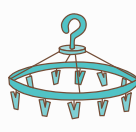
● MD



● かみそり



● ライター
(中身を使い切ってください)



● 洗濯干し用ハンガー

▶ 容器包装でないもの



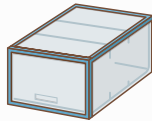
● プランター



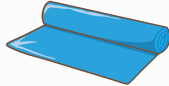
● 風呂のふた・風呂用マット



● バケツ



● 衣装ケース



● シート
(ブルーシートなど)
※サイズ50X50cm以上

▶ ペットボトル容器
(飲料用)

※ラベル・キャップはプラスチック製容器包装ごみになります。



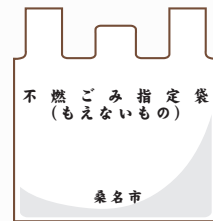
● ペットボトル
(無色透明)



● ペットボトル
(色つき)



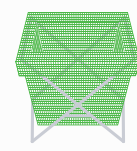
● 可燃ごみ
(14~17ページ参照)



● 不燃ごみ
(18~19ページ参照)



● 粗大ごみ
(20ページ参照)



● 資源ごみ
(7ページ参照)

資源物

使用済
小型家電

可燃ごみ

不燃ごみ

粗大ごみ

プラスチック製
容器包装

有害ごみ

収集できない
ごみ

リサイクルの森
について

ごみ品目別
一覧表

プラスチック製容器包装

分け方の例

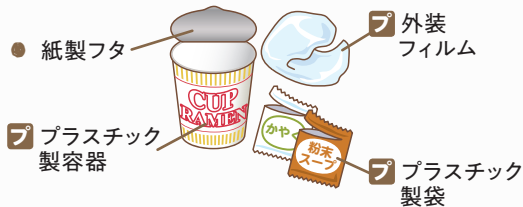
プラスチック製容器包装とは？

商品の中身を出したり、使ったりした後、不要になる
プラスチック製の容器や包装

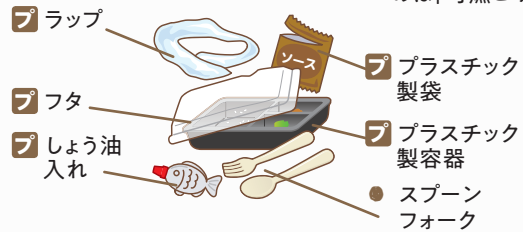
容器：商品を入れるもの、カップなど
包装：商品を包むもの、袋など

該当しないプラスチック製のものは**可燃ごみ**へ

カップ麺



弁当



□…プラスチック製容器包装
●…可燃ごみ
※カップ麺の容器で紙製のものは「可燃ごみ」となります。

参考

「プラスチック製容器包装」は、これらを製造・販売する業者がリサイクル費用の負担をしています。いっぽう、「商品そのもの」や「商品の付属品」は、製造・販売する業者がリサイクル費用を負担していないので、これらを『プラスチック製容器包装』として収集・搬入することはできません。



出し方のルールとマナー

以下の点に注意してください。

必ず
**プラスチック製
容器包装指定袋で
出してください!**



在宅医療に伴うプラスチックごみは、「プラスチック製容器包装」として出さないでください。
※医療機関や薬局へ引き取りを依頼してください。



● 注射管



● 点滴用具



● チューブなど

- リサイクルの品質向上のため、汚れているものは洗って出してください。
- 洗っても汚れの落ちないものは、「可燃ごみ」として出してください。
- 紙ラベルは、取れる範囲で取り除いてください。
- 金属が付いているものは、取り外してください。
- ペットボトルは「資源物」として出してください。

汚れの落ちないものは、「可燃ごみ」へ出してください。



(ペットボトルを除く)

資源物

使用済
小型家電

可燃ごみ

不燃ごみ

粗大ごみ

プラスチック製
容器包装

有害ごみ


収集できない
ごみ

リサイクルの森
について

ごみ品目別
一覧表

プラスチック製容器包装の出し方

STEP 1

 の表示があるものを分別してください。

ただし、容器本体に表示がない場合もあります。
例えば、お菓子の小袋は、外装にまとめて表示されています。



STEP 2

中身は使い切り、汚れたものは洗って汚れを落とすか、汚れを拭き取ってください。
(または、汚れている部分を切り離して出してください。)
ただし、洗っても汚れの落ちないものは「可燃ごみ」として出してください。



● 中身を残さない!



● 汚れを洗うか
拭き取る



● 汚れ部分を取り
除く(ハサミなどで
カットする)



● 容器のキャップ
をはずす

STEP 3

指定袋に入れて出してください。
※プラスチック製包装品以外のものが袋の中に混ざっていると、回収ができませんので注意
してください。

袋が二重にならないようにしてください!

(例) ごみを小袋に小分けにし、それを大袋にまとめることなどはしないでください。



注意!
袋の中に
袋を入れない!

参考

プラスチック製容器包装ごみの分別が重要な理由

私たちの暮らしが豊かで便利になることに伴い、使い捨て商品が増え続けています。その結果、ごみは増え、それらがもたらす環境への影響は大きな問題となっています。特に、お菓子の袋や食品が入っていたパックなどのプラスチックやビニール製のプラスチック製容器包装ごみは、家庭から出るごみの多くを占めています。これら「プラスチック製容器包装」をごみとして燃やさず、きちんと分別して「資源」としてリサイクルしていくことが、ごみの減量と環境保護につながります。なお、プラスチック製容器包装は「容器包装リサイクル法」という法律に基づいてリサイクルしています。

